

▽健康診断を受けさせ、感染症を予防するワクチンを接種させましょう。
 △飼えない事情ができた場合は、引き取り手を探しましょう。
犬の飼い主の方へ
 △散歩するときのマナー
 △ふんは必ず持ち帰って処理しましょう。

犬の散歩のしかたや猫の飼い方、飼い主のいない猫についての相談が寄せられています。犬や猫を飼っている方、これから飼おうとしている方は、次のことを守り、愛情をもって飼いましょう。
 △首輪に名札をつける等、身元を表示しましょう。
 △繁殖を望まない場合は、不妊去勢手術を施しましょう。

犬・猫を飼っている方へ
愛情をもって飼おう！マナーを守ろう！

▽リードで制御し、他人の迷惑となる場所で排せつさせないようにしましょう。
 △尿をしたときは、水で流すなど、後始末をしましょう。
 △室内で飼いましよう。けがや病気、交通事故等の危険から守ることができ、放し飼いによる近所とのトラブルも防止できます。

犬の登録・狂犬病予防注射・飼い主のいない猫にエサを与えている方へ
 △エサを与える場所は、他人の迷惑とならない場所を選び、所有者(管理者)の許可を得てください。



動物の遺棄・虐待は犯罪です。

動物の遺棄・虐待は犯罪です。動物の命を大切にしましょう。動物の遺棄や虐待は、動物の健康や安全を脅かすだけでなく、社会全体の福祉にも悪影響を及ぼします。動物の命を大切にし、動物の福祉を守るために、動物の遺棄や虐待を防止しましょう。

犬・猫を飼っている方へ

▽毎日同じ時間に食べ切れる量だけ与えましょう。
 △食べ残しを片づけましょう。
 △ふんの清掃をしましょう。
 △不妊去勢手術を施しましょう。

犬の登録・狂犬病予防注射・飼い主のいない猫にエサを与えている方へ
 △エサを与える場所は、他人の迷惑とならない場所を選び、所有者(管理者)の許可を得てください。



打ち水日和
 ～令和の青梅で江戸の知恵～

夏の暑い日に、昔からの知恵である「打ち水」で涼を取ってみませんか。市では、7月26日(金)～8月1日(木)を「打ち水ウィーク」とし、打ち水の実施を呼びかけています。家庭や事業所などでも、積極的な実施をお願いします。打ち水に風呂の残り湯、雨水等を使うとさらに省エネにつながります。
一斉打ち水
 庁舎で貯めた雨水を処理した雑用水を使って、打ち水を実施します。どなたでも参加できますので、ぜひお立ち寄りください。
 日時 7月30日(火) 午後4時～4時30分
 会場 市役所西側出入り口前、各市民センター
 ※都のイベント「打ち水日和～江戸の知恵・東京のおもてなし～」と連動しています。
 問い合わせ 環境政策課管理係

まもなく手当の現況届の提出時期です
 特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当、重度心身障害者手当を受給している方は、各手当の現況届の提出が必要で、該当する方には7月末～8月初旬

新築・増築の調査にご協力を
 新築・増築した場合(令和2年度固定資産税・都市計画税の税額を算定するため、調査員が家屋の内外部・設備等を調査します。平成31年(令和元年)に新築・増築した、すべての家屋(住宅、店舗、工場、車庫、物

特定疾病療養受療証の発行(新規・更新)
 青梅市国民健康保険に加入し、次のいずれかの病気で治療を受けている方は、市への申請により一部負担金が軽減されます。
 対象 人工透析を必要としている慢性腎不全▽血漿分画製剤を投与している先天性血液凝固第VIII因子障害または先天性血液凝固第IX因子障害▽抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群

国民健康保険高齢受給者証の更新
 国民健康保険高齢受給者証をお持ちの方に、7月下旬に新しい高齢受給者証を交付します。
 8月1日以降、医療機関を受診する際は、新しい高齢受給者証を提示してください。
 ※新たに70歳になる方は、70歳の誕生日の翌月(1日)が誕生日の方はその月)から高齢受給者証の交付となります。

に案内を送付しますので、必ず提出してください。現況届を提出しない場合、8月分以降(重度心身障害者手当は11月分以降)の手当の支給が遅れたり、受給できなくなる場合があります。

置等)が対象となります。小規模な増築等で建築確認を申請していない場合はご連絡ください。なお、建築確認を申請している場合、連絡の必要はありません。家屋を取り壊した場合(住宅、店舗、工場、車庫、物

(市役所1階)へ
 受診方法 「特定疾病療養受療証」と国民健康保険被保険者証等を医療機関へ提示してください。
 ※提示しない場合、一部負担金は軽減されません。
 新しい受療証を送付します。方には、7月下旬に新しい受療証を送付しますので、ご確認ください。
 問い合わせ 保険年金課係

対象者になります。前月末ごろに高齢受給者証を送付します。
 ※国民健康保険以外の健康保険加入の場合、加入している健康保険組合等から交付されます。
 問い合わせ 保険年金課係

出前もの忘れ無料相談
 認知症の理解、予防、早期発見・対応に、気軽にご利用ください。
 日時 8月1日(木) 午前10時～午後零時30分
 会場 ベルク青梅今井店催事場
 費用無料 直接会場へ
 問い合わせ 高齢者支援課包括支援係

ご利用ください 梅っこサロン
 高齢者の交流・仲間づくりの場「梅っこサロン」を健康センター3階(おうめ、沢井市民センター(さわい)、小曾木市民センター(おそき)に開設します。気軽にお出かけください。サロンでは、シルバーマ

原動機付自転車ゆめうめちゃんナンバープレート無料交付

対象者 市内を定置場とする原動機付自転車の所有者
 ※新規登録のほか、登録済み車両からのナンバープレート交換可
 ※ナンバーの指定不可
 対象車種
 ▷第1種(白色・総排気量50cc以下)
 ▷第2種の乙(黄色・総排気量50cc超90cc以下)
 ▷第2種の甲(桃色・総排気量90cc超125cc以下)
 交付場所 市民税課(市役所1階)
 交付手数料 無料
 登録に必要なもの 下表参照
 問い合わせ 市民税課庶務係



発達障害に関する大人の相談
 会場 青梅市障がい者サポートセンター
 対象 発達障害の疑いがあるまたは発達の偏りがあると思われる成人期の方とその家族
 内容 生活、就労、日中の居場所、将来の不安等に関する相談
 相談員 臨床心理士 東原千春氏
 費用無料
 申し込み 電話☎30-0152で同サポートセンターへ
 問い合わせ 同サポートセンター、市障がい者福祉課

イスターによるイベント、介護予防等のミニ講座・健康相談、パネル展示等を行います。イベント等の詳細は、お問い合わせください。
 日時 7月22日(月)～9月30日(月) 午前9時～午後4時
 問い合わせ 高齢者支援課 地域支援係

登録状況	持ち物
販売店から購入して新規登録	販売証明書(販売店で発行)、印鑑(所有者)
旧所有者のナンバーが廃車手続き済みの場合	廃車済書(廃車時に市区町村で発行)、譲渡証明書、印鑑(新所有者)
旧所有者のナンバーが廃車手続きしていない場合	ナンバープレート、標識交付証明書、譲渡証明書、印鑑(新・旧所有者)
青梅市で登録した従来のナンバープレートから交換	ナンバープレート、標識交付証明書、印鑑(所有者)

※譲渡証明書は旧所有者印が押印してあるもの
 ※青梅市に住民登録がなく市内に原動機付自転車の定置場がある方は、住民登録が確認できる書類と定置場が確認できる書類(アパートの賃貸借契約書など)も必要です。
 ※自動車損害賠償責任保険の変更手続きが必要となる場合があります。保険会社等へご確認ください。